

令和七年 第一回（三月）市議会定例会

（令和七年二月二十六日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和七年第一回三月大月市議会定例会の開会にあたり、本日、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに、「市制施行七十周年記念事業について」であります。

昨年四月から市制施行七十周年を記念してこれまで二十五の記念事業を企画し実施してまいりました。全体事業のコンセプトを「未来へつなぐこどもをまんやかに」として、これからの大月市を担っていく「子どもたち」を「未来への宝もの」ととらえ、子どもたちが夢を持ち、自分のまちが誇れるような体験ができる機会を作ろうと取り組んでまいりました。

今年に入り、一月二十日にはやまびこ支援学校の、児童生徒を対象に「百万人のクラシックライブ」としてお二人の演奏家を学校にお招きして、間近で本物の音楽を堪能していただきました。

また、二十六日には東横イン富士山大月駅にて「はじめての出張」と題して市内の小学四年生三十三人が親元を離れ、一人での宿泊体験と名刺交換などお仕事体験し、子どもたちは緊張しながらも普段はできない貴重な体験をすることで新たな自信を持つ機会となりました。

多くの事業が市民の皆様にご好評をいただき、継続して実施してほしいとのご意見も伺っていることから、引き続き、来年度においてもこのうちのいくつかについては実施を検討してまいります。

各種イベントにご協力をいただいた皆様に対し、深く感謝いたします。

次に、「令和七年度当初予算について」であります。

当初予算の編成方針では、第八次総合計画の遂行にあたり「財政健全化を前提」に、引き続き、スクラップアンドビルドを進め、最少の人員、財源で最大の効果が得られるよう創意工夫を重ねてきました。

一般会計の総額は歳入歳出ともに百三十億八千五百万円で前年度比五・四パーセントの増額となっております。

小中学校の給食費無償化、児童生徒の一人一台パソコンの更新、若者世帯向けの新たな定住促進事業、空き家の解体補助金の創設など子育てや定住促進に向けた事業を進めてまいります。

最初に「給食費無償化」ですが、児童生徒の給食費については、これまで保護者の負担軽減を図ることを目的とし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和二年度、令和四年度、令和五年度と期間を限定して給食費の無償化を行ってまいりました。

また、今年度は、財政状況等を鑑み、中学三年生のみを一般財源にて無償化としてきました。

これまでの給食費無償化の取り組みは、保護者からも非常に好評であり、私の信条である「こども中心の社会づくり」を、今後もさらに充実させる一つの施策として、新年度より小学一年生から中学三年生まで全学年での給食費無償化を進めていくことといたしました。

なお、給食費無償化は、公教育の無償化という観点から、全国一律の学校給食費の無償化を国の責任で実施するよう、引き続き、国へ要望してまいります。

次に、「教育環境の整備充実について」であります。

就任以来、教育・子育てを重要施策と位置づけ、安心安全な学校づくりと、良好な教育環境づくりに努めてまいりました。

教育環境づくりの大きな柱の一つとして、本市におきましては、国の「GIGAスクール構想」に基づき、学校ICTの整備を進めるべく、電子黒板等の運用をはじめ、一人一台パソコン、「AIDリル」の導入などを実施し、教育現場での有効活用を図ってまいりました。

また、現在、指導者用タブレット四十台の追加及び端末転落防止を目的とした児童生徒用机天板拡張器の配備を進めております。

令和七年度は、児童生徒一人一台パソコンが更新時期を迎えるため、端末更新にかかる費用を計上しており、更新により性能も上がるため、より効率的な授業進行に役立てられるものと考えており、ICT機器を活用し「個別最適な学びにより授業の楽しさを倍増させ、さらに共同的な学びを加えることで学びが深まっていく」ことに大いに期待しております。

次に、「移住及び定住促進事業について」であります。

これまでも市内への移住、定住を進めるための助成金制度を設けてきましたが、新年度より子育て世帯の定住をさらに促すため要綱を見直し、住宅を取得した場合、子ども加算に加え、若者加算として夫婦年齢合計に応じて八十歳未満で二十万円、六十歳未満で四十万円の助成をすることとし、条件により最大二百万円の支援を受けられるよう提案しております。

また、新婚、子育て世帯が市内の民間賃貸住宅に入居する場合にも、若者加算、子ども加算を活用することで、家賃一ヶ月あたり二万円の助成を受けられるようになり、若者世帯に集中して手厚い助成を行うことで市内への定住をさらに促進してまいります。

昨年、入居を開始したエルムーン駒橋は、現在の入居戸数は二十八戸中二十五戸ですが残り三戸につきましても、入居契約手続きを進めており、年度内には満室となる見込みであります。

市外からの入居世帯が約六割となっており、首都圏と比べ、家賃の負担が少なく間取りや立地の良さに加え、自然環境の中での子育てを望んでいる世帯が入居されていると思われ、この間、二人の出生があるなど、子育て世帯の移住

定住につながっているものと考えております。

また、新年度より空き家を解体し、新たな住宅建築を行う場合に解体費の一部を補助する制度を創設し、例えば駅周辺の居住誘導区域内などで空き家を解体する場合、最大五十万円を上限として補助を受けることができます。

空き家の解体を促し、跡地を利用することで地域資源の活用による定住促進につながってまいります。

次に、「新庁舎建設整備事業について」であります。

今年度は、新庁舎整備基本計画に基づき、現市役所本庁舎周辺の用地買収に向けた準備を進めてまいりました。

年度当初より手続きを進めてきた土地収用法に基づく事業認定につきましては本事業の高い公益性が認められ、本年一月二十三日、山梨県知事による事業認定の告示がなされました。

これにより、告示の日から一年間、本市に収用する権限が与えられるとともに移転対象となる地権者の皆様は、租税特別措置法による特別控除が受けられるようになりました。

また、同じく今年度実施してまいりました、建物等の移転補償費の算定などを行う用地測量調査業務につきましても今年度の作業を終え、この算定結果に基づき、用地取得にかかる経費等を新年度の当初予算に盛り込んでおります。今定例会における予算案の審議を経て、議決をいただいたのちには、速やかに税務署への事前協議を開始したいと考えております。

このような中、地権者の皆様には、これまでの測量や建物等の調査に快く応じていただくなど本事業に対しまして積極的なご対応、ご協力をいただいております。代替地等の諸条件が整い次第、円滑に用地補償契約を進められるよう、誠実かつ丁寧な補償説明を行ってまいります。

本事業につきましては、用地買収、設計、建設に今後、五年余りを要する見込みであり、その間にも庁舎施設の老朽化は進み、特に本庁舎本館は地震による倒壊の危険性があるとの指摘を受けていることから、利用者の安全を確保することが急務となっております。

このような状況を踏まえ、慎重かつ速やかに今後の用地取得・補償業務に取り組み、市民の安全や利便性の確保、市民サービスの向上と併せ、今後発生が懸念される大規模災害時の要として、行政の役割が十分に果たせる持続可能な新庁舎となるよう事業を着実に進めてまいります。

また、庁舎建設は大きな財政支出を伴うことから、しっかりとしたコスト意識を持って計画、設計を行ってまいりますのでご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、「観光振興対策について」であります。

観光庁より先駆モデル地域型の地域指定を受けた「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」におきましては、外国人観光客向けに、本市と富士山周辺における適切な情報を伝達するためのデジタルサイネージと呼ばれる電子掲示板の設置や、首都圏エリア及び富士山周辺エリアでの富士山玄関口である本市の広報活動はじめ、市内への誘導を目的に整備したモデルコースにおけるモニターツアーの実施、外国人観光客の受け入れ促進のための地域事業者向けセミナーを開催いたしました。

「Otsuki Gateway City to Mt.fuji Daytrip from Tokyo」をキャッチフレーズにインバウンド戦略を図ってまいります。

新年度におきましても、この事業の拡充を図るため、国への事業継続を要望してまいります。

次に、「初狩地区子育て応援施設整備事業について」であります。

本市では、子どもたちの健やかな成長を支えるため、「幼稚園・保育所（園）の再編に関する市の方針」に基づき、市内の幼稚園と保育所の整備を進めてまいりました。

初狩地区においては、老朽化した保育所の建替えと、学童クラブが小学校から離れているという課題を解決するため、初狩小学校の敷地内に保育所・学童クラブを一体的に整備する方針を示し、関係者との意見交換を経て、多くの方の賛同をいただく中で設計業務を進めてまいりました。

しかしながら、市内の出生者数が当時よりもさらに減少していることに加え、昨今の著しい物価高騰により事業費が大幅に増加することが見込まれ、当初方針どおりの整備は難しい状況となったことから、事業の趣旨を損なうことなく、限られた財源の中で持続可能な形を模索し、改めて保育所の建設規模を見直し、設計を行うことといたしました。

公立保育所は、地域の保育ニーズに対応するためにも重要な役割を担っております。

今回の見直しにより、施設の利便性や安全性の確保、保小連携の推進といった当初の目的は維持しつつ、より効率的な整備を目指し、今後も、市民の皆様と協議を重ねながら、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

次に、「物価高騰対策について」であります。

燃料や米などの食料品をはじめ生活必需品の高騰が続いており、市民の家計を圧迫していることから、国の重点支援地方創生臨時交付金を財源とし、ペイペイを活用した「がんばろう大月キャッシュレス決済還元事業」の実施に向けた準備を進めております。

令和四年度にもコロナ禍の影響により、低迷する市内飲食店や小売店等の消費喚起を目的としたキャッシュレス決済還元事業を二度にわたり実施してき

たところでありますが、多くの方が日常の買い物に手軽に利用されることで、ポイント還元により、物価高騰の影響を少しでも緩和し、市民の皆様の生活を支援できるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、「ふるさと納税の状況について」であります。

本市では、「さとふる」など六社に加え、今年度より「アマゾンふるさと納税」の一社が増え、ふるさと納税業務支援業者と委託契約を締結し、寄附していただきやすい環境を整えるとともに、寄附額の増額に努めました。ふるさと納税総額では二月二十五日現在で、六億九千二百万円を超え、昨年に引き続き、多くの方々よりご寄附をいただいております。

「大月市ふるさと納税特産品開発事業費補助金制度」についても、予算枠の拡充を図るとともに、持続可能な特産品となるよう促進しております。

また、企業版ふるさと納税についても今年度末の見込みとして十件、二千万円弱の寄附をいただく見込みとなっております。

クラウドファンディングも活用しており、「岩殿山登山道整備」には、二百六万八千円、「野良猫不妊去勢手術」に百八十二万円が集まりました。

市税等の減少が見込まれる中、ふるさと納税は、財政健全化に向けて、大きな鍵となると考えておりますので、引き続き、本市の魅力を広くPRしながら、寄附の増額に努めてまいります。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、報告案件が一件、条例案件が十一件、予算案件が十四件、その他の案件が一件の、計二十七件となっております。

はじめに、報告第一号の「専決処分事項について承認を求めめる件について」であります。

これは地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分をいたしました補正予算を含む二件につきまして、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めめるものであります。

専決第一号「山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分の件」及び専決第二号「令和六年度大月市一般会計補正予算（第七号）」として国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得者世帯支援枠、推奨メニューを実施するための追加及びふるさと大月応援寄附金の増額見込

みにより所要の補正を行ったものなどであります。

次に、「条例案件について」であります。

議案第一号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件」であります。

これは法律が、新たに施行されることから条ずれが生じるため、当該条文を引用する条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第二号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件」であります。

これは懲役及び禁固を廃止し、新たに拘禁刑が創設されるため、所要の改正を行うものであります。

議案第三号「大月市職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件」であります。

これは社会情勢の変化等に鑑み、仕事と家庭が両立できる職場環境を整備するため、所要の改正を行うものであります。

議案第四号「大月市職員給与条例中改正の件」及び

議案第五号「大月市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例中改正の件」であります。

これは人事院勧告並びに山梨県人事委員会勧告に伴う期末手当の改定に鑑みて、支給割合の改定を行うものであります。

議案第六号「大月市児童生徒の安心安全確保に関する条例中改正の件」であります。

これは児童生徒の登下校の安全を確保するため、令和七年度から、スクールバス等に加えて、デマンドタクシーを活用するため、所要の改正を行うものであります。

議案第七号「大月市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中改正の件」であります。

これは栄養士法の改正により、所要の改正を行うものであります。

議案第八号「大月市児童館条例中改正の件」であります。

これは児童館運営事業の実情に合わせ、事業内容について、所要の改正を行

うものであります。

議案第九号「大月市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正の件」であります。

これは政令の施行に伴い、消防団員退職報償金支払額を改定する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

議案第十号「大月市消防団員等公務災害補償条例中改正の件」であります。

これは非常勤消防団員等に係る政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第十一号「大月市子ども家庭総合支援センター条例廃止の件」であります。

これは新たに大月市子ども家庭センターを設置することから、条例を廃止するものであります。

続きまして、「予算案件について」であります。

まず、議案第十二号「令和七年度大月市一般会計予算」についてであります。予算総額は、百三十億八千五百万円で、前年度予算に対し、六億七千二百万円の増となっております。

主な歳入であります。市税は、市民税を、直近の歳入見込等から七百万円余り減額の十一億六千六百万円余りと見込み、固定資産税は、八千万円余り減額の二十七億三百万円余りと見込み、市税全体では、八千八百万円余り減額の四十億九千六百万円余りを計上いたしました。

地方交付税は、地方財政計画の歳入見込みや実績などから、普通交付税を一億五千五百万円の増額を見込み、地方交付税全体で、三十億五千五百万円を計上いたしました。

国庫支出金は、街路事業補助金やデジタル基盤改革支援補助金等各種事業の増加、三億一千七百万円余り増額の十七億六百万円余りであります。

寄附金は、ふるさと大月応援寄附金を本年度同額と見込み、二億円余りであります。

繰入金は、各種事業への財源充当や財源不足を補うための基金繰入等で、四千万円余り減額の九億五千六百万円余りであります。

次に、主な歳出であります。総務費は、新庁舎建設の用地取得費、システム・ネットワーク運用経費の増などにより、五億四百万円余り増額の二十三億

五百万円余りであります。

民生費は、児童手当費や施設型給付費や扶助費の増などにより、四千六百万円余り増額の三十五億四千二百万円余りであります。

衛生費は、東部地域広域水道企業団への負担・補助金の減などにより、一千八百万円余り減額の十六億八千万円余りであります。

農林水産業費は、五ヶ堰調査計画策定委託の減などにより、二千四百万円余り減額の二億四千八百万円余りであります。

商工費は、登山道関係修繕やオーバートリズム未然防止事業の計上などの増により、二百万円余り増の八千五百万円余りであります。

土木費は、大月駅周辺整備事業、社会資本整備総合交付金事業などの増により、三億四百万円余り増額の十五億七千五百万円余りであります。

消防費は、小型動力ポンプ付水槽車整備事業の減などにより、二千二百万円余り減額の六億六千六百万円余りとなっております。

教育費は、学校施設営繕工事、低濃度PCB混入電灯変圧器の更新等にかかる経費などの増により、二千四百万円余り増額の十三億三百万円余りであります。

公債費は、一億四千五百万円余り減の十五億三千七百万円余りなどとなっております。

次に、議案第十三号「令和七年度大月市大月短期大学特別会計予算」につきましては、短大運営経費など、三億六千八百万円余りを計上しております。

次に、議案第十四号「令和七年度大月市国民健康保険特別会計予算」につきましては、保険給付費など、二十八億七百万円余りを計上しております。

次に、議案第十五号「令和七年度大月市介護保険特別会計予算」につきましては、保険給付費など、三十億五千八百万円余りを計上しております。

次に、議案第十六号「令和七年度大月市介護サービス特別会計予算」につきましては、要支援者に対する介護予防経費など、六百万円余りを計上しております。

次に、議案第十七号「令和七年度大月市後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金など、八億四千五百万円余りを計上しております。

以上、五つの特別会計の歳入につきましては、それぞれの事業に係る収入及

び国県支出金、一般会計からの繰入金などで賄っております。

次に、議案第十八号「令和七年度大月市簡易水道事業会計予算」につきましては、収益的収入に一億七千六百万円余りを、収益的支出に二億一千万円余りを計上しております。

資本的収入は、補助金及び企業債などを、資本的支出は、建設改良費及び企業債償還金など、それぞれ一億九百万円余りを計上しております。

次に、議案第十九号「令和七年度大月市下水道事業会計予算」につきましては、収益的収入に二億四千七百万円余りを、収益的支出に四億三千八百万円余りを計上しております。

資本的収入は、補助金及び企業債などを、資本的支出は、建設改良費及び企業債償還金など、それぞれ四億一千七百万円余りを計上しております。

続きまして、令和六年度補正予算案についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、年度末までの事業費の見込みによる精査及びそれに伴う国県支出金などの調整等により予算編成を行いました。

まず、議案第二十号「令和六年度大月市一般会計補正予算（第八号）」につきましては、歳入歳出それぞれ一億四千六百万円余りを減額し、予算総額を百四十九億五千四百万円余りとしたところであります。

歳出の主な内容といたしましては、退職手当七千九百万円余り、路線バス運行に係る赤字補てん補助金八千四百万円余りを増額しましたが、物価高騰対応重点支援金事業を一億一千六百万円、東部地域広域水道企業団負担・補助金を六千百万円余り、社会資本整備総合交付金事業を五千四百万円余り、それぞれ減額しております。

次に、議案第二十一号「令和六年度大月市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）」につきましては、事業費精査により、四百万円余りを減額しております。

次に、議案第二十二号「令和六年度大月市介護保険特別会計補正予算（第三号）」につきましても、事業費精査により、五千万円を増額しております。

次に、議案第二十三号「令和六年度大月市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）」につきましても、事業費精査により、一千百万円余りを増額しております。

次に、議案第二十四号「令和六年度大月市簡易水道事業会計補正予算（第四

号)につきましたは、当初予算編成後に借り入れを行った企業債の利子支払い額確定による増額などで、二百万円余りを増額しております。

次に、議案第二十五号「令和六年度大月市下水道事業会計補正予算(第三号)」につきましたも、当初予算編成後に借り入れを行った企業債の利子支払い額確定による増額などで、八十万円余りを増額しております。

すべての予算執行につきましたは財政健全化を最優先とし、効果的な財政運営に努めてまいります。

続きまして、その他の案件についてご説明申し上げます。

議案第二十六号「市道の路線認定の件」についてであります。

これは、初狩地内の国道二十号から富士見沢橋につながる路線として新たに市道側子藤沢線を認定するものであります。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。